

密漁している人 見かけたことありませんか？

密漁は犯罪

日本全国で漁業関係者以外の一般の人による貝類などの密漁が横行しており、伊豆半島の海でも毎年、一般の人による密漁が行われ、漁業者が大変困っている状況です。

昨年、下田警察署管内での漁業法違反は12件ありました。

「少しだけならいいか」はダメ！絶対！

☞ 一般の人が、次のものを採った場合、漁業法違反となり20万円以下の罰金となります。

主な漁業対象種（地域により異なります）

いせえび・うに・たこ・なまこ

さざえ・とこぶし・かき・はまぐり・あさり・くぼがい・くまのこがい
ばていら・ふじつぼ・かめのて

わかめ・ひじき・とさかのり・てんぐさ・かじめ・あらめ・すじあおのり・ふのり・はばのり・もずく・あんつくめ・ほんだわら・つのまた・おおば・ひろめ

☞ 一般の人はもちろん、漁業関係者でも

あわびの殻が11cm以下、とこぶしの殻が5cm以下

さざえの蓋が3cm以下、いせえびの体長（目から尾の先まで）が13cm以下

の魚介類を採捕した場合や、ゴムがついたやす（スピアフィッシング）を使用して採捕した場合には、さらに6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金が加重されることもあります。

また、一般の人は『は貝』と呼ばれる貝をはがす道具は使用禁止で、同様に処罰されます。



不審な人を見かけたら通報を！！

下田警察署 0558-27-0110